

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用 案件通知の見直しについて

令和 2 年 10 月

関東森林管理局計画課

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

現状の対応方法

- **保護林・緑の回廊**（以下「保護林等」という。）に係る利活用案件については、「保護林・緑の回廊における国有林野の利活用等への対応について」（平成23年2月7日付け22関計第185号計画部長通知）（以下「**部長通知**」という。）等に基づき審査を行い、事業者に配慮事項を周知。
- 具体的には、署等に事業者からの利活用要望があった場合は、
 - ① **署等において審査**し事業者に配慮事項を伝えるケース
（※災害の応急復旧、危険木処理、学術調査・研究、人工林に限定される場合等に限定）
 - ② **署等からの情報連絡により、局で審査**を行い（必要な場合は保護林管理委員会に意見照会）、局で作成した対処方針に基づき、署等から事業者に対して配慮事項を伝えるケース
2つのパターンで対応。

通知見直しの必要性

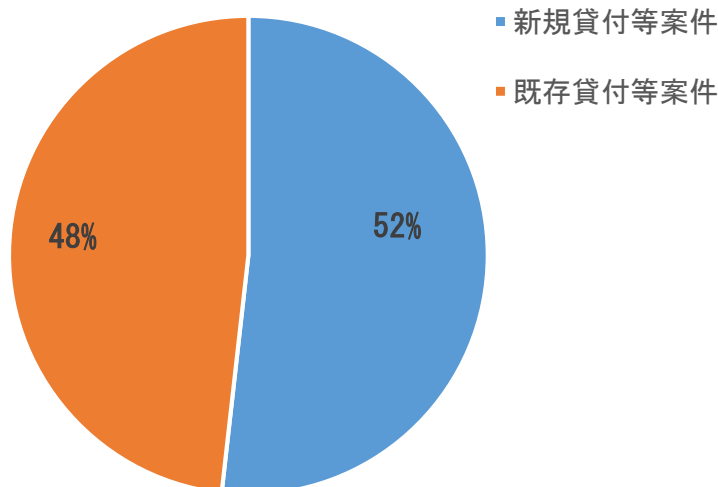
- 送電線、通信ケーブル等のライフラインや公道の補修等に関わる**事業者からは、保護林等の制度の趣旨を理解しつつも、保護林等の利活用案件の迅速な審査について強い要望が存在。**
- また、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、政府全体の取組として、再生可能エネルギーの利用が促進される中、**奥地脊梁山地に所在する保護林等における再生可能エネルギーに係る利活用案件も増加傾向。**
- このようなことから、保護林等の利活用案件の迅速な審査、大規模かつ重要案件への確に対応するため、署等審査の対象を拡充し、局では大規模・重要案件を審査する方向で、現行の部長通知を見直すこととしたい。

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

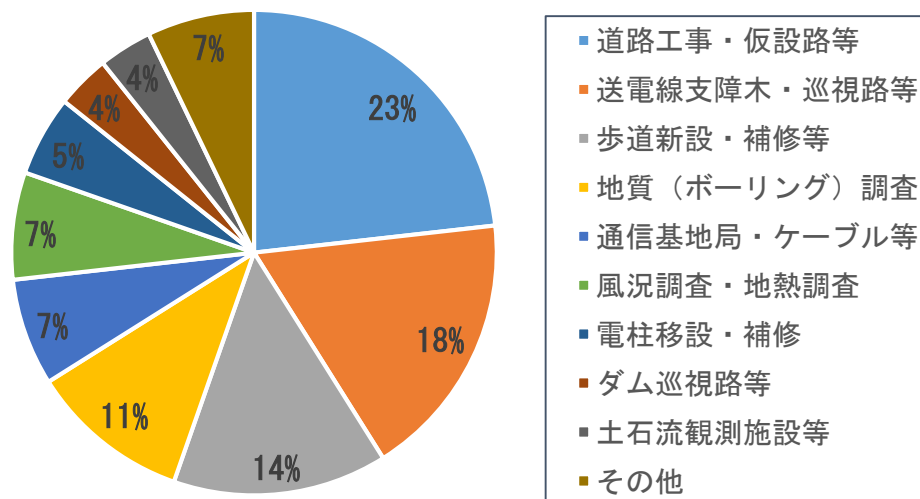
審査の現状

- 令和元年度の実績において、局で審査を行った保護林等の利活用案件は71件。
- 局審査71件のうち、事前相談・保留等とした案件が17件であるため、内容等の審査を行って対処方針として**配慮事項を示した案件は56件**。
- 56件の内訳をみると、貸付等の形態別では、**新規貸付等と既存貸付等が半々の構成**。
- なお、利活用の目的別では、**道路工事関係が最も多く23%**、次いで、**送電線関係が18%**、**歩道関係が14%**。また、**地質（ボーリング）調査が11%**、**風況調査・地熱調査が7%**を占める。

■ 貸付等の形態別構成比（R元年度）



■ 利活用目的別の構成比（R元年度）



保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

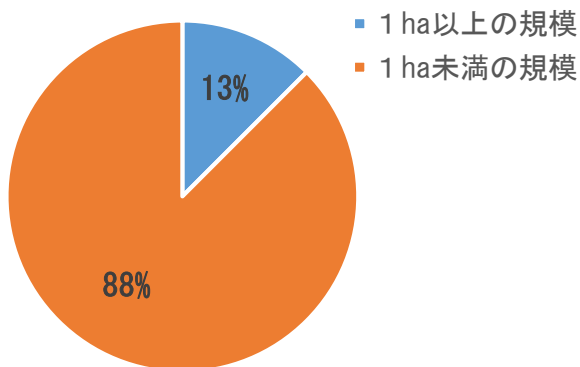
見直しの方向性①

- 貸付等の形態別の結果からみると、**新規貸付等の案件**については保護林等への影響を考慮して、事業者に対して配慮事項を的確に示す必要があることから、**現状どおり局において審査すべきもの**と思料。
- 一方、**既存貸付等案件**については、貸付等を行う際に保護林等への影響を審査済みであり、**その後の環境変化の確認（例えば、希少野生生物が生息・生育していないことが確認された場合など）**を前提に、**一定規模未満のものを署等で審査させることは可能**と思料。
- 民有林の林地開発許可制度の1ha基準を参考にすると、56件の局審査案件のうち**88%が1ha未満**。局の審査機能を確保する観点に立てば、**局で1ha以上の案件を審査、署等で1ha未満の案件の審査に仕分けることが適当**と思料。
- また、**現状で署等で審査が可能な案件**についても、**災害対応の迅速化や風力等自然エネルギー活用案件等への対応が必須**となっている現状を考慮し、**所用の見直しを行うことが必要**。

■ 規模別構成比（R元年度）

（参考）民有林の林地開発許可制度

【根拠規定：森林法第10条の2、同法施行令第2条の3】



(1) 許可制の対象となる森林

林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。）です。

(2) 許可制の対象となる開発行為

許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、次の規模をこえるものです。

ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が**1ヘクタールを超えるもの**にあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル

イ その他の行為にあつては土地の面積**1ヘクタール**

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

現 行

【局での審査対象】

署等で審査可能な対象以外

新規貸付等案件、既存貸付等案件の別を問わない。規模要件なし。

【署等で審査可能な対象】

- ① 自然災害等により直ちに応急復旧しなければならない場合
- ② 人命や施設にとって危険な状況にある立木を伐採する場合
- ③ 学術に関する調査・研究の場合
- ④ 利活用の要望箇所が人工林内に限られる場合
- ⑤ 公共事業の実施に係る事前（入林）において天然林の伐採、土地の形態変更、動植物の採取を行わない場合



通知見直し後（案）

【局での審査対象】

署等で審査可能な対象以外

新規貸付等案件、既存貸付等案件のうち拡張面積が1haを超えるもの（希少動植物の生息が確認されない場合）。

【署等で審査可能な対象】

- ① 自然災害等の**予防・復旧**をしなければならない**案件**
※土地の一時的使用、工事に付帯する作業路等の作設、工事のための調査を含む。
- ② 人命や施設にとって危険な状況にある立木を伐採する案件
- ③ **調査等に関する案件**
※再生可能エネルギー発電施設、送電線、道路、歩道等の新設に係る事前調査を除く。調査機器の一時的な設置を含む。
- ④ **上記①～③に該当しない場合で、利活用の要望箇所が人工林内に限られる案件**
- ⑤ **上記①～④に該当しない場合で、天然林の伐採、土地の形態変更、動植物の採取を行わない案件**（国又は地方自治体による公共工事の実施に係る事前調査等で入林のみを目的とした場合）

見直しの方向性②

- 署等での審査に当たっては、保護林・緑の回廊に係る利活用案件の処理に当たっての基本方針及び事業者に対して求める具体的な調査等依頼事項を示す考え。

【処理にあたっての基本方針】

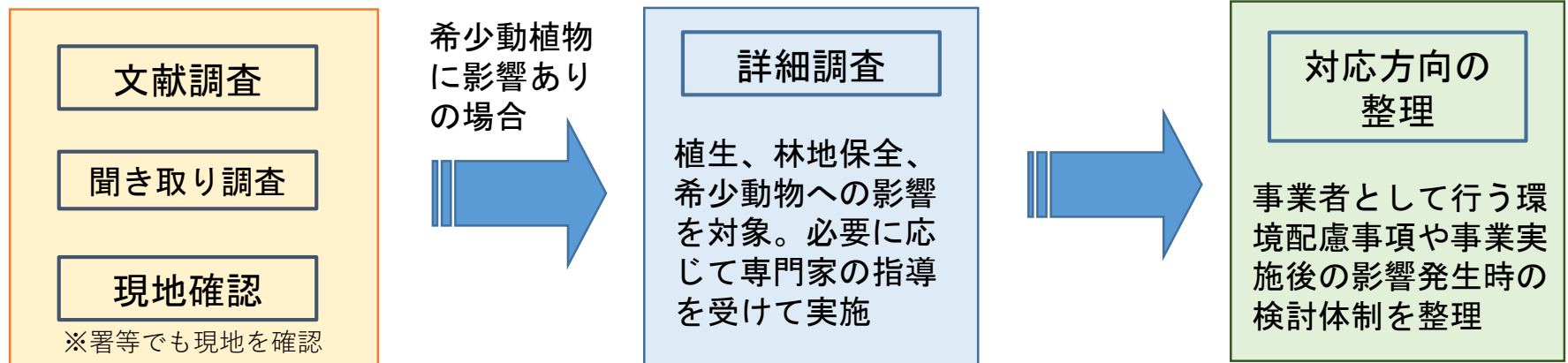
- 第1段階 利活用にあたってはやむを得ない理由があること（特に保護林等自然維持タイプの森林については、原則対象とはしないこと）
- 第2段階 法令制限等がクリアできる内容であること
利用については地域の同意が得られていること（反対がないこと）
共用林野等第三者利用がある土地については、利害関係者の同意が得られること
- 第3段階 場所の選定において（選択の余地がある場合）、天然木の伐採が大量に発生するような箇所は避ける（特に大径の天然木）
土地の改変は出来るだけ小さくするよう計画する
署等において利活用対象地の現況を十分把握し、事業による影響をできる限り小さくする。
また希少野生生物の生息・生育情報を収集し、生息等が確認されている場合は、対応方針について検討すること
- 第4段階 保護林管理委員会に諮る必要がある案件については、利活用対象地の詳細な情報が必要になることから、事業者に対して環境影響等の調査を依頼すること
※保護林管理委員会への意見照会は、公共事業に該当せず貸付等の面積が1ha以上の案件及び関東森林管理局長が意見照会を行うこととした案件とする考え。

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

【事業者への調査等依頼事項】

理由等	<ul style="list-style-type: none">・ 利活用の目的、用地選定に当たり、当該保護林・緑の回廊でなければならない理由・ 第三者権利に係る同意の有無
規模等	<ul style="list-style-type: none">・ 要望する区域・面積が必要な理由、支障木の有無や伐採が必要な理由（本数、樹種等）・ 工法・規格の選択理由（よりよい代替工法等がないのか）・ 土砂移動の有無、排水処理の方法
影響評価	<ul style="list-style-type: none">・ 改変箇所及び周辺林分の現況把握（植生の概況把握、写真撮影等）・ 希少動植物の生息状況の把握（文献調査・聞き取り調査等）※最新データを活用すること・ 改変箇所に係る植生の詳細調査（植生タイプ別）※必要に応じて専門家の指導の下で実施・ 林地保全への影響に係る詳細調査 ※必要に応じて専門家の指導の下で実施・ 希少動物の生息に係る詳細調査 ※必要に応じて専門家の指導の下で実施・ 事業者として行う環境配慮事項の整理・ 事業実施後に野生動植物に影響が生じた場合の検討体制の整理

【影響評価のイメージ】



保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件通知の見直しについて

見直しの方向性③

- 部長通知の見直しにより、署等での審査対象が増加することとなるが、**局審査のこれまでの蓄積を活かして、署等における配慮事項の記載内容のひな形を示す考え。**
- また、**署等で取扱いに疑義が生じる場合は局へ相談の上対応すること、さらに、署等の審査案件については、処理経過・関係書類等を局に定期報告することを規定する考え。**

■ 配慮事項の記載内容のひな形（案）

（必須のもの）

- ① 希少野生生物の状況について、最新の情報を専門家から聞き取り、その意見に即した施工・維持管理等を実施すること。
- ② 希少野生生物が発見された場合は、専門家の指導を受け、適切に対応すること。
- ③ 作業に当たっては、保護林（緑の回廊）内の野生生物及び自然環境への影響が最小限となるよう配慮すること。
- ④ ●●（支障木の伐採、下草の刈り払い、枝払い等具体の作業内容を明記）については必要最小限とすること。また、周囲の立木を損傷しないよう注意すること。さらに、林床植生（その他、湿原など配慮が必要なものがあれば明記）への影響が最小限となるよう配慮すること。
- ⑤ 作業（調査）終了後は、作業（調査）に使用した資機材を確実に撤去すること。また、返地に伴う現状回復に当たっては、平成26年6月20日付け関東森林管理局保全課長事務連絡に基づき実施すること（現状回復が生じる場合に明記）。
- ⑥ 保安林（その他、国立公園、鳥獣保護区、河川区域等の指定がある場合は明記）については、引き続き、関係機関と協議し許認可手続きを行うこと。また、当該箇所は普通共用林野を含んでいることから、共用林野契約者の同意を得たうえで使用すること（共用林野が含まれる場合は明記）。

（必要に応じて加えるべきもの）

- ⑦ 森林内での流水処理に当たっては、土壌流出が生じないように対応すること。（道路、歩道、仮設道の設置等に適用）
- ⑧ ヘリコプター運行に当たっては、予め希少猛禽類の生息状況を確認し、飛来等が確認できた場合は、猛禽類の専門家から意見を聞き取り、この意見に即した運行を実施すること。（ヘリ使用に適用）
- ⑨ 客土や緑化に当たっては、外来植物等の持ち込みをすることがないように注意すること。また、緑化に当たっては、郷土種を使用するなど地域の生態系に配慮すること。（客土や緑化が伴う場合に適用）
- ⑩ 伐採跡地は裸地化しないよう留意すること（伐採が伴う場合に適用）。

※その他、現地の状況や工事（調査）等の内容に応じて、署等の判断により、保護林等の保護・保全に必要な事項を追記することができ